

平成28年6月に公布した条例

条例番号	条例名	制定改廃等の理由及び概要	所管課名
第40号	伊勢崎市市税条例等の一部を改正する条例	<p>【理由】</p> <p>地方税法等の一部を改正する等の法律による地方税法の一部改正に伴い改正の必要を認め、併せて条文の整備を図るもの</p> <p>【概要】</p> <p>1 第1条関係</p> <p>(1) 延滞金関係</p> <p>納税者が申告及び納付をした後に減額更正され、その後更に増額更正又は修正申告があったときは、増額更正等により納付すべき税額（当初申告納付額未満に限る。）について、一定の期間を延滞金の計算期間から控除するもの</p> <p>(2) 個人市民税関係</p> <p>検診や予防接種などを受けている人が、特定一般用医薬品を購入した場合に、所得控除を受けられる医療費控除の特例を新設するもの</p> <p>(3) 固定資産税関係</p> <p>償却資産に対する課税標準の特例措置として、国の基準を参酌し、太陽光発電設備及び風力発電設備に係る特例割合を3分の2、水力発電設備、地熱発電設備及びバイオマス発電設備に係る特例割合を2分の1とするもの</p> <p>2 第2条関係</p> <p>市たばこ税の引上げ分に相当する手持品課税に係る経過措置について、第1条</p>	市民税課

		による改正に伴い条文の整備を図るもの	
第41号	伊勢崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	<p>【理由】</p> <p>地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令による指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>国の基準に従い、小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に指定地域密着型通所介護事業所がある場合における人員基準について定めるもの</p>	介護保険課
第42号	伊勢崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	<p>【理由】</p> <p>地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令による指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>1 国の基準に従い、介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に指定地域密着型通所介護事業所がある場合における人員基準について定めるもの</p> <p>2 国の基準を参酌し、介護予防認知症対</p>	介護保険課

		<p>応型共同生活介護の準用規定から同一建物居住者以外の者に対するサービス提供に関して定める部分を除くもの</p>	
第43号	伊勢崎市養護老人ホーム条例を廃止する条例	<p>【理由】</p> <p>伊勢崎市養護老人ホームの廃止に伴い、廃止の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>民設民営の施設が設置されたことを受け、伊勢崎市養護老人ホームを廃止するもの</p>	高 齢 政 策 課